

福島町議会議長交際費支出・公表要綱

(目的)

第1条 議長交際費の支出、情報の公表に関し必要な事項を定め、透明性を確保することを目的とする。

(支出区分)

第2条 交際費は、次の区分に基づいて支出する。

- (1) 弔慰費 葬儀等の香典、供物、供花等経費
- (2) 祝儀費 懇親会、祝賀会、式典、総会等の参加経費
- (3) 協賛金 公益的団体等への賛助金・協賛金的経費
- (4) 接遇費 来客、訪問先等への土産、贈答品、記念品等経費
- (5) その他 議長が特に必要があると認めた交際費

(支出基準)

第3条 支出区分に対応する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公表の内容)

第4条 公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期・方法)

第5条 公表は、当月分を翌月の末日までに、議会ホームページに掲載し閲覧に供する。

(その他)

第6条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則(平成31年3月19日議会要綱第8号)

平成31年4月1日から施行する。

別 表 (第 3 条関係)

福島町議会議長交際費支出基準表

(弔慰費)

分類	役 職 名		本 人				配偶者(同居の家族)	
			生花	弔辞	弔電	香 料	弔電	香 料
1	議 会 議 員	現職	○	○		20,000		5,000
		非現職	○			10,000		
2	町 長	現職	○	○		10,000		5,000
		非現職	○			5,000		
3	副町長・教育長	現職	○			10,000		5,000
		非現職	○			5,000		
4	監査委員・教育委員・農業 委員・選挙管理委員長	現職	○			5,000		
		非現職				5,000		
5	消防団長・副団長					5,000		
6	名誉町民・功労者					5,000		
7	町内会長					5,000		
8	渡島管内の議長・町長					10,000	○	
9	西部四町の議長・町長		○			10,000	○	
10	西部四町の副議長・副町長					5,000		
11	渡島廃棄物広域連合連合長		○			10,000		
12	友好町町長・議長					10,000		
13	議会事務局職員		○	○		10,000		5,000

※ 現職議員が逝去した場合は、議場・控室にそれぞれ仏花(3,000)を供花する。

(弔慰費以外のもの)

分 類	内 容	金 額	摘 要
1	祝 儀 費	会費の支払いを伴うもの	会費相当額
2	〃	上記以外で宴席を伴うもの	5,000 以内
3	協 賛 金	大会等の協賛、後援	5,000 以内
4	接 遇 費	土産など	5,000 以内